

ふるさと再発見

広川町郷土史研究会

学校と教育制度の変遷 その11

～ 戦後処理と新教育制度の始まり～

「御真影」の奉護と奉焼

都市部では空襲が頻繁熾烈となり、戦況に逼迫度が増大する中に昭和20年7月30日、福岡県八女地方事務所兵事課は、「御真影」奉護のため大淵村（現八女市黒木町大字大淵）の五條家宝物庫に奉遷することを、郡下の国民学校が決定したことを受け、他の公私立中等学校長に宛て通知し、その意向を尋ねています。

国民学校からの移遷は、8月2日に一斉に行われます。「戦鬪帽とゲートルのいでたちの校長が、御真影を納めた大型のリュックを背負い、悲壮な面持ちで自転車で出かけるのを、悲壮万感胸に迫るの思いで見送った」（『黒木町史』）。どこの学校でも似た情景ではなかったでしょうか。我が国が無条件降伏を受諾して終戦となるのは、それからわずか13日後のことです。

教育関係でも始まる戦後処理

翌21年2月5日付の福岡県教育民生部長通達を最初として、次々と通達が出されます。2月5日、修身・国史・地理科授業停止ニ関スル件。

2月8日、御真影奉焼ニ関スル件。

※八女郡では同15日五條家において関係者により、警察官立会の上で奉焼。この時に、教育勅語謄本も一緒に奉焼（『黒木町史』）。
2月17日、各学校にある御真影奉安殿からの、「神道的象徴」除去ニ関スル件。
5月25日、御真影奉安殿改造方ニ関シ催促。

この間のできごとに3月5日、我が国の教育改革を目的とした米國教育使節団が来日しています。同使節団は同4月7日には、調査に係る報告書を発表します。

同11月3日には従前の「大日本帝国憲法」に代り、「日本国憲法」が公布されます。翌22年3月31日には、「教育基本法」「学校教育法」が公布されたことと、学制が小学校6カ年・中学校3カ年と変わり、義務教育9カ年となりました。

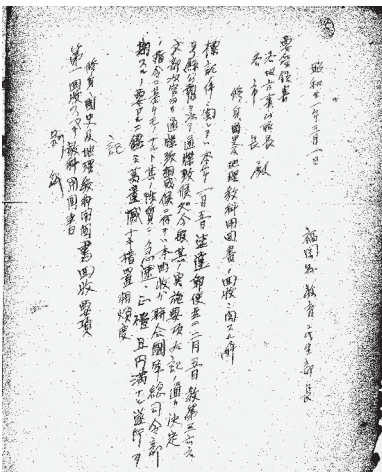
その翌日4月1日付で、従

前の国民学校はそれぞれ村名を冠した小学校と改称し、同時に上中下3村立広川中学校（所在地、大字新代字深町）が設立（本館）され、各小学校に分教場が併設されました。同校は翌23年3月31日で廃止され、4月1日からはそれぞれ村名を冠した中学校が誕生しています。

PTA結成への動き

同5月22日付で県教育部長が、各市町村長はじめ関係者に宛てて、「父母教師会結成に關すること」を通過しています。

これを受けて県下各地で、PTA結成への気運が高まったのは当然です。下広川小学校では、同7月17日に結成されました。



▲終戦とともに、次々と教育改革に関する通達が出された。

広川町古墳資料館だより

築造された時代の石人山古墳は、多くの埴輪が墳丘上に立てられた、地域の有力者の壮麗な墓域でしたが、現在は土が高くつもり、樹木に覆われて山のようになっています。現在までに、墳丘から円筒

埴輪や人物・動物・家などを模した形象埴輪が採集されています。これらの埴輪は、市町村や大学などに保管されているものもあり、これから詳しく調査研究していく必要があるでしょう。



▲京都大学に所蔵されている埴輪